

公益社団法人柏市シルバー人材センター就業規程

制定 平成24年 4月 1日

改正 平成27年10月20日

令和5年12月15日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人柏市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(処遇の平等原則)

第2条 会員は就業に当たって社会的地位や性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別的取扱いを受けない。

第2章 就業

(就業)

第3条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力し合って就業の機会を拡げながら、生きがいを高め、健康と福祉の増進を図るとともに、センター及び地域社会の発展に寄与するものとする。

(仕事の受注)

第4条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とはならない。ただし、自動車運転業務に関する受注は、発注者の所有する車両が任意保険（車両保険を含む）に加入してあるものとする。

(仕事の割当)

第5条 センターは、受注した仕事について、会員に対しあらかじめ仕事の内容、就業条件等を明示し、その同意を得て割当てするものとする。

2 センターは、会員の就業に対し必要に応じ助言をするものとする。

(就業時間)

第6条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉に配慮して、週当たり20時間を超えないものとする。ただし、センターは、職務の性質、就業場所、季節等の事情により、その始業及び就業時間、休憩時間、休日等の基準について、別に定めることができる。

(配分金)

第7条 会員の就業に伴う配分金については、別に定めるところによる。

(就業上の留意事項)

第8条 会員は、就業に当たり次の点に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前に就業先及びセンターへ届け、発注者に迷惑をかけないように努めること。
- (3) 就業上知り得た機密事項及び発注者の不利益となる事項は他に漏らさないこと。
- (4) 就業中はもとより、就業途上の安全衛生に注意し、災害の発生防止に努めること。
- (5) 就業中の怪我又は、身体や健康状態の異常、若しくは第14条に該当する事故が発生する等不測の事態が生じたときは、直ちにセンター及び発注者に連絡を行うとともに応急の措置をとること。

(就業の終了)

第9条 センターは、次に該当するときは、現に就いている当該会員の就業を終了するものとする。

- (1) 会員から就業を取りやめたいと申し出があったとき。
- (2) 就業が、会員の健康及び福祉に反すると認められるとき。
- (3) センターの名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為があったとき。
- (4) 天災地変、その他やむを得ない事由によって、仕事の継続が不可能になったとき。
- (5) その他、センターの運営上必要と認められるとき。

(就業年齢の制限)

第9条の2 会員の加齢及びこれに起因する体力又は、判断力の衰えによる安全就業への不安を解消するため、次のとおり就業年齢の制限を設定する。

- (1) 自動車運転業務 73歳未満

2 前項の規定により、交代する会員が決まらない等業務に支障が生じる場合は、当該就業会員の健康状態及び業務状況を調査把握し、発注者の了承を得て就業年齢の制限を超えて就業させることができる。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第10条 会員が共同作業を必要とする場合は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中怪我をし、又は病気にかかったとき、若しくは不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡するなど応急の措置をとること。

第4章 安全衛生

(センターの措置義務)

第11条 センターは、会員の就業に当たり、安全衛生、災害防止等に常に配慮し、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努めるものとする。

(健康診断の奨励)

第12条 センターは、会員に対し健康と福祉の増進のため、年1回以上健康診断の受診を奨励するものとする。

(安全管理)

第12条の2 自動車運転業務の就業に就く会員は、次の条件に該当する会員とする。

- (1) 車を所有し、日頃から運転を行っていること。
- (2) 就業予定の日から起算して、過去5年間に事故の発生がなく、無事故無違反証明書が提出があること。
- (3) 運転技能向上のための講習会を受講している、若しくは受講予定があること。

第5章 傷害保険

(傷害保険)

第13条 会員の就業中等における死傷病については、シルバー人材センター団体傷害保険の約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 受傷した会員又は共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第6章 賠償責任保険

(賠償責任保険)

- 第14条 会員が就業中、他人の身体若しくは財産を損壊した場合は、シルバー人材センター賠償責任保険の約款の定めるところにより、てん補されるものとする。
- 2 会員の故意又は重大な過失により生じた事故、センター安全就業基準の遵守を怠り生じた事故及び自動車に起因する事故の賠償は、当該会員が負うものとする。

第7章 雑則

(雑則)

- 第15条 この規程の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公営社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人柏市シルバー人材センター就業規程は廃止する。

附則

この規程は、平成27年10月20日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。